

裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 平成27年3月18日(水) 午後6時00分～午後7時35分
場所 札幌地方裁判所裁判員候補者待合室(本館2階)
出席者 司会者 田尻克巳(札幌地方裁判所刑事第1部総括判事)
法曹出席者 薄井真由子(札幌地方裁判所刑事第1部判事)
大矢康徳(札幌地方検察庁公判部検事)
本多良平(札幌弁護士会弁護士)
裁判員経験者 3名(出席予定だった3名の裁判員経験者は欠席)
報道機関出席者:
北海道新聞

合計1名

<意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介、挨拶>

司会者

私は、札幌地方裁判所刑事1部で裁判長を務めております田尻克巳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。裁判員裁判の経験は、札幌地裁では2年間ですが、前任庁も含めると通算5年となります。

札幌地裁の裁判員裁判においては、平成27年2月末日現在で975名の裁判員の方と337名の補充裁判員の方に参加していただき、167名の被告人に判決が言い渡されました。全国的には、平成26年末現在のデータとして、4万1834名の裁判員の方と1万4262名の補充裁判員の方に参加していただき、7262名の被告人に判決が言い渡されております。このように、これまで多くの方々に裁判員裁判に参加していただきました。

裁判所では、たびたび今回のような意見交換会を実施し、裁判員裁判に参加された方の声を聞かせていただいておりますが、お聞かせいただいた声を参考にさせていただき、私自身も含めてより良い裁判員裁判が実現できるよう努めているところです。

本日も、裁判員経験者の方に率直なご意見をお聞かせ願えればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、私以外にも3名の法曹関係者が出席しておりますので、それぞれ自己紹介していただきます。まず、大矢検事お願いします。

大矢検事

札幌地方検察庁の検事の大矢です。

本日は、お忙しい中、ありがとうございます。より良い裁判員裁判に向けて、大いに参考にさせていただきたいと思っておりますので、本日は忌憚のないご意見をお聞かせください。どうぞよろしくお願いいたします。

本多弁護士

札幌弁護士会所属の弁護士の本多と申します。

本日は、ありがとうございます。私は、弁護士として10年強の経験がありますが、

裁判員裁判については、裁判官や検察官と比べると多くは経験しておりません。われわれ弁護士は、本日のように裁判員経験者の方と直接お話しできることがなかなかなく、大変貴重な機会とっております。どうぞよろしく願いいたします。

薄井判事

札幌地方裁判所刑事1部で裁判官をしております薄井と申します。

私も裁判員裁判を担当しており、今回、裁判員経験者の方から貴重なお話しを伺える意見交換会に参加させていただき、非常にうれしく思っております。どうぞ忌憚のないご意見をよろしく願いいたします。

<裁判員経験者の紹介，裁判員を経験しての全般的な感想・印象>

司会者

本日は、4名の裁判員経験者の方が出席される予定でしたが、残念ながら、1名の方が急用により欠席となりましたので、3名の方をお迎えすることになりました。

まず、3名の方が担当された事件を簡単に紹介いたします。

皆さん同じ事件を担当されましたが、被告人が深夜に通行中の女性を襲って暴行を加えて現金などが入った財布を奪い、その女性に全治約10日間のけがを負わせたという強盗致傷の事件でした。起訴された事実には争いはありませんでしたが、被告人が知人から強盗するよう指示されたのかどうか、また、具体的な暴行態様が若干問題となりました。法廷での審理については、月曜日の午前中から翌日の午前中まで行われ、その週の木曜日の午前中に判決が言い渡されました。判決結果は、懲役3年、5年間の保護観察付き執行猶予というものでした。

それでは、裁判員裁判に参加しての全般的な感想などをお一人ずつ伺いたいと思います。1番の方、いかがでしょうか。

1番

一度は参加してみたいという思いがありました。

参加してみて、私自身として悪い気持ちはなく、参加して良かったと思います。担当した事件が身近に起きうる事件だったところ、それまで同様の事件を見聞きしてもそれほど関心がなかったのが、自分自身で事件を担当してから、いろいろ考えたり関心を持つようになりました。

司会者

例えば、事件の報道を見聞きするときに意識が変わったということですか。

1番

はい。私が担当した被告人と同じような名前を見ると、思わず意識してしまうようになりました。

司会者

2番の方いかがでしょうか。

2番

やりたい、やりたくないのどちらかと言えば、どちらでもないというのが最初の気持ちでした。

実際やってみて、司法の場で裁判に関われたというのは、勉強になったというよりは、

人生の中で一度味わえるかどうかという良い経験を積ませてもらったと思っていました。もし、また裁判員として選ばれたら、お受けしたいと思っています。

司会者

ありがとうございます。では、4番の方、お願いします。

4番

裁判に参加する前は、被告人から逆恨みされるのではないかなどといった不安がありましたが、参加してみて、裁判官にお気遣いいただき、皆さんと良い雰囲気の中で評議ができました。

裁判員になると大変だからやめておくとよく言われていましたが、経験してみると、私が担当した事件よりも重い案件だったら違ったのかもかもしれませんが、皆さんがおっしゃるような大変だという思いよりも、人生において有意義な良い経験が得られたと感じました。

気軽に裁判員裁判に参加してもらうためには、その印象を払拭する必要があると思います。私の職場でも、当初は大変なのではないかと言われていました。ただ、参加した経験を話すと理解してくれる方もいたので、ネガティブな印象を変えることができれば良いと思います。

また、私は職場が協力的で裁判員裁判に参加することができましたが、参加については事業者の考え方も影響すると思いますので、例えば、候補者において事業者から何か書面を出してもらわないと参加しづらいといった事情があるときは、裁判所から会社宛の依頼文書を出すなどしていただければ、事業者からも理解を得られるのではないかと思います。

司会者

現在は、当初持っていた被告人に対する不安はありませんか。

4番

結果はどうなるか分かりませんが、もう終わったことですので、今はそのようなわだかまりはありません。

<評議の雰囲気について>

司会者

評議は、裁判官と裁判員が率直に意見を交換することが必要になります。今回の事件を担当された方々のアンケートを見ますと、評議について話しやすかったという意見が多いのですが、皆さんから見て、話しやすかった要因は何ですか。

1番

様々な人が集まっている中で、裁判官は、あれがだめ、これがだめという姿勢ではなく、一つ一ついろいろな意見を聞いてくれました。どんどん聞いてくれることで安心感が生まれたと思います。そして、その安心感で和やかに評議ができたと思います。

2番

私も1番の方と同意見です。

裁判官が全員の意見を否定も肯定もせずにざっくばらんに聞いてくれたので、皆さん話しやすかったと思います。

4 番

お二人が話したとおりです。

また、ほかの事件の裁判員の方と比べることはできませんが、6名の裁判員の方と2名の補充裁判員の方を含めて8名の方がいらっしゃり、裁判官をはじめとした皆さんがお互いを尊重し合って聞く姿勢を持っていたことが、和やかで活発な評議になった要因だと思います。

<量刑判断について>

司会者

ありがとうございます。では、事件の中身の話題に入ります。

今回の事件は、経緯などに若干の争いがあったようですが、評議の中心は、被告人をどのくらいの刑にすべきかということにあったと思います。おそらく、刑をどのように決めるのかについて裁判官から基本的な考え方の説明があり、その内容は法律的なものも含まれていたと思いますが、皆さんは、その説明を理解できましたか。

1 番, 2 番及び 4 番

(うなづく。)

司会者

刑を決めるにあたって重視すべきところの説明があったと思いますが、違和感はありませんでしたか。例えば、被告人の反省度合いをもっと重視すべきではないのかなど、皆さんの感覚とずれている部分はなかったでしょうか。

4 番

私たちの生活や周りの環境から生まれる通常の道徳的な感覚と、法的なさじ加減との間には差があると思っていましたし、裁判が法に基づいて行われるものということも分かっていたので、大きな違和感はありませんでした。

2 番

私も違和感はありませんでした。

司会者

基本的な考え方に違和感はなかったということでしょうか。

2 番

そうです。

司会者

1 番の方はどうでしょうか。

1 番

違和感というものは何もありませんでした。

身近に起こりうる事件だったこともあり、自分自身の意見を固めてはっきりとした意見を言えたと思います。

司会者

ありがとうございます。

ちなみに、この説明というのは、どの段階でありましたか。刑を決める段階だったで

しょうか。それとも、もっと早かったでしょうか。

2番

2日目の午後の評議が始まる前だったと思います。

司会者

そのタイミングはどうでしたか。そのくらいで良かったのか、審理が始まる前に教えてほしかったというような気持ちはありませんでしたか。

2番

タイミングはそれで良かったと思います。

司会者

ほかの方も同じ意見でしょうか。

1番及び4番

(うなづく。)

司会者

裁判官から基本的な考え方の説明があって、その考え方に従って実際に行われた犯行を評価することになると思います。そして、今回の事件では、強盗致傷として重い方なのか軽い方なのかという議論になったと思いますが、その評価をするのは難しいという感覚はありませんでしたか。

2番

そのような感覚がありました。

ベースが分からないので、けがをさせている以上、重い罪だと思いました。

司会者

「ベース」というのは、どのようなことでしょうか。

2番

強盗致傷のいろいろな案件を知っているわけではないので、どれが重くて、どれが軽いのかということが分からないということです。そのような中では、被害者の方が大きな恐怖を感じたと思うので重い罪だと思いました。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。評価は難しいと感じませんでしたか。

1番

このようなときは懲役何年で、このようなときは執行猶予が付くといった説明を受け、それを基にいろいろな事情を考慮して判決を下しました。皆さんと話し合っただけで結論を出したので、困ったということは特にありません。

4番

我々は、普段、法的な尺度について教えられておらず、刑の上限は分かるものの、どこを基準とすべきか、犯罪の内容によってどのように変動するのか分かりません。そこで、裁判官からいろいろな量刑事例を見せていただき、今回の事件と全く同じ事例はなく、見せられたことで迷ってしまう部分はありませんでしたが、おかげで目安は分かりました。

司会者

裁判官から、重い刑や軽い刑の事例の紹介があったんですね。

4番

はい。

司会者

ただ、示された事例の中で今回の事件がどの程度のものか判断するのは難しかったということでしょうか。

4番

はい。

司会者

ただいまお話しがあったように、刑を決めるにあたっては、裁判官から過去の判決結果をデータ化した量刑分布グラフを示されたと思います。皆さんがこの資料をどのように受け取られたかお聞きしたいと思います。例えば、絶対に示されたグラフの範囲内で決めなければいけないと固く思われたのか、あくまでもそのグラフは参考で重視する必要はないと思われたのか、そのような気持ちを教えてください。

1番

過去の事例も少し踏まえましたが、最後は自分の考え、決断だと思います。

2番

先ほど述べました「ベース」という意味でグラフは役に立ったと思います。そして、ガイドラインというよりも参考程度に捉え、そこから、評議の中で酌むべきところは酌み、罰するところは罰するというで刑が変わっていくと思います。

4番

グラフは役に立ちましたが、最終的に裁判員等の意見が一致することが求められるので、結果について、あまりそれにこだわる必要はないと思いました。

司会者

そうすると、皆さんにとってグラフは、一定程度の参考としつつも、必ずしもそれに拘束されるものではないということでしょうか。

1番、2番及び4番

(うなずく。)

司会者

実際、このグラフは役に立ちましたか。

4番

非常に役に立ちました。

ただ、先ほど述べたように、あまり広く事例を見せられると迷ってしまうので、ほどほどの事例が良いのではないかと思います。

司会者

多すぎた印象でしたか。

4番

それほど多くはありませんでしたが、今回以上見せられると迷うのではないかと思います。

司会者

2番の方は役に立ったということでしたが、いかがでしょうか。

2番

一般的な量刑のラインを示してもらったので役に立ちました。

司会者

1 番の方はいかがでしたか。

1 番

ある程度は役に立ったと思います。あとは個々の考えだと思います。

司会者

ありがとうございました。

今回の事件では、検察官が論告求刑の場面で懲役5年を求め、一方、弁護人は弁論の場面で執行猶予が妥当だと意見を述べました。評議の中でもこの意見が採り上げられたと思いますが、検察官と弁護人それぞれの意見を聞いたときに、なぜ懲役5年なのか、あるいは、なぜ執行猶予が妥当なのかということは理解できたでしょうか。それとも、それらについてはよく分からなかったのでしょうか。

2 番

理解できました。

1 番

理解できました。

4 番

理解できましたが、検察官の5年という中途半端な年数に、ひっかかったのではないかと思います。

司会者

4 番の方は、何で5年という年数だったのか疑問だったということですね。

4 番

はい。

司会者

検察官や弁護人の意見は、皆さんが量刑を決めるにあたって役に立ちましたか。それとも、あまり関係はありませんでしたか。

4 番

弁護人の執行猶予の意見は、弁護する立場として被告人の今後のことを考えたものとして分かりやすかったですが、一方、検察官については、内容が理解しづらかったと思います。

1 番

役に立ちました。

2 番

役に立ちましたが、最終的に刑を決めるときは、アドバイス程度のものという感覚でした。

<評議の長さについて>

司会者

今回の事件については、丸一日の評議を経て判決に至っていますが、評議の時間の長さとしては、いかがでしたでしょうか。

4番

今回の事件に関しては、そのくらいの長さで良かったと思います。

案件によっては足りないかもしれませんが、あまり長すぎると中だるみしてしまうと思います。今回の事件では、3日目には意見が出尽くして最終的な結論に至っていたので、あと一日あっても結論は変わらない状況でした。

司会者

評議の長さは事件によって変わりますが、4番の方にとって、今回の事件に関してはちょうど良い時間だったとの評価ですね。

4番

はい。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

1番

評議の長さとしてはちょうど良かったと思いますが、公判での審理は、もう少し時間があった良かったと思います。公判でのやりとりは、思っていた以上に短かったと思いました。

心残りは、少しでも、被告人とざっくばらんに会話をしたかったことです。そうすれば、被告人の人柄をもっと理解できたと思います。

2番

時間的にはちょうど良かったと思います。

<法廷での審理について>

司会者

続いて、法廷での審理についてお伺いしたいと思います。

評議するための材料が出てくるのが法廷ということになりますが、評議が充実したものになるためには、法廷において、検察官や弁護人の主張や取り調べる書類、証人といった証拠の内容が皆さんにとって分かりやすいものであるということが必要になります。

皆さんは、検察官と弁護人の冒頭陳述を法廷でお聞きになって、それぞれが伝えたいことや強調したいことは理解できたでしょうか。

1番

弁護人は被告人を救いたい、検察官は被告人の罪を問いたいといった、それぞれの立場は理解できました。

2番

私もいずれも理解できました。

4番

検察官も弁護人も、事件の内容や背景が整理された資料をもとに、非常に分かりやすく説明していただきました。ただ、分かりやすかったのですが、両者ともお互いの核心の部分が出しづらかったという面があったと思われ、真実の隙間といった部分が書面では分かりにくかったと思います。

司会者

4番の方が欲しかったものは、どのようなものでしょうか。

4番

今回の事件には、証人尋問に関するものです。

被告人本人は証人（被告人の知人）にそそのかされたと述べ、その証人は被告人をそそのかしておらず被告人が勝手にやったと述べていたことが、検察官と弁護人の主張においても最も異なる部分でした。それぞれの主張は分かりますが、我々に与えられている情報では真実は分かりません。弁護人は被告人と十分に会話していると思いますし、検察官は証拠などで背景事情をよく分かっていると思いますが、我々は、それらが整理されたものしか目にできず、審理ではそれに基づいた説明を受けるわけですから、分からない面がありました。これは裁判の仕組みとして仕方のないことだと思いますが、私たちが真実を知りたいと思うことにとって壁になると思います。

司会者

冒頭陳述を見ますと、検察官においては、被告人がその知人から仕事を紹介してもらったり、食事に連れて行ってもらったりした間柄だったとし、弁護人においては、仕事上の付き合いがあった程度の説明がありました。最初の段階でもっと詳しく説明してほしかったということですか。

4番

人間の関係性ではなく、被告人は、逮捕時、タクシー代ほしさに強盗に及んだと述べ、その後、真実を話すべきだと思い、知人からそそのかされてやったと証言を覆したとされていますが、その変遷の経緯が検察官と弁護人の主張でしか分からないので、真実ははどうだったのか、被告人が本当はどのように思っていたのかを知りたかったということです。

司会者

冒頭陳述の内容というよりは、被告人質問でその点をもっと突っ込んで聞いてほしかったということでしょうか。

4番

はい。

司会者

冒頭陳述の説明の内容としては、どうでしたか。

4番

内容的にはよく分かりました。

ただ、被告人が犯行に至る経過がよく分かりませんでした。検察官や弁護人は、それぞれの立場で被告人の供述が変わった経緯をある程度分かっていたと思いますが、我々は結論部分しか聞かされないの、本当の経過を知りたかったです。

司会者

ありがとうございました。

皆さんは、仕事上でプレゼンテーションの機会があるかもしれませんが、冒頭陳述について、皆さんからご覧になってプレゼンテーションの仕方や書面の作り方について、何か改善してほしい点はありませんか。

2番

冒頭陳述や論告，弁論の場面では，特段の改善点は思いつきませんでした。

1 番

公判の中では，被告人と決められたようなやりとりしかできないので，私としては，公判以外で被告人と話せる機会があれば，もう少し分かり得たと思います。裁判の場なので仕方ないことですが，そのよう機会が一回でも設けられれば違ったものになったと思います。

司会者

検察官や弁護人のプレゼンテーションで何かお気づきになったところはありませんでしたか。

1 番

それらについては理解できました。

ただ，4 番の方がおっしゃったように，被告人とその知人との関係や状況をもっと知りたかったと思います。

司会者

4 番の方は，検察官や弁護人のプレゼンテーションで何かお気づきのことはありませんか。

4 番

資料も含めて分かりやすいもので，非常に良かったと思います。

司会者

それでは，話題を証拠調べの内容に移します。

証拠調べにおいては，被害者の供述調書が朗読されたと思いますし，現場の状況などに関する証拠について内容の概略説明があったと思います。皆さんがそれらを法廷で見聞きしたときに，内容は理解できるものでしたか。

1 番

理解できました。

2 番

同じです。

4 番

私も同じです。

司会者

証人尋問として，被告人の知人と被告人の兄の話伺いました。さらに，被告人から直接話を聞く被告人質問を行いました。証人尋問や被告人質問の内容は，皆さんにとって分かりやすいものでしたか。

1 番

ある程度のことは分かりやすかったです。

不確かなことについては，誰がどの質問をするか皆さんとの話し合いで決めて，裁判所として質問したはずでした。

司会者

検察官や弁護人の質問の仕方はどうでしたか。

1 番

それは、分かりやすく、理解できました。

司会者

2番の方、いかがでしたか。

2番

被告人質問の際、検察官の質問が少し難しかったのか、被告人が聞かれている意味を捉えられていない様子でした。被告人にとって理解しやすい質問にいただければ、もっと正確な被告人の言い分を聞いたのではないかと思います。

司会者

質問で使われた言葉が難しかったということですか。

2番

そうですね。

検察官としては、話している言葉は難しくないと思っていたと思います。被告人が何回か聞き直しても、同じ言葉で質問を続けていました。ただ、その言葉では、被告人は理解できていない状況でした。

司会者

被告人が難しそうだと感じていた言葉で覚えているものはありますか。

2番

はっきりと覚えていませんが、その光景は印象的でした。被告人が何回か聞き直していたので、理解できていないと感じました。私やほかの方は理解できたと思いますが、証言台の場では、普通の質問も難しく聞こえるかもしれないと思いました。

司会者

それは、2番の方の席から被告人を見たときに、被告人が理解できていないとはっきりと分かったということですね。

2番

はい。

司会者

4番の方はいかがですか。

4番

被告人の知人の証人尋問が鍵になると思いましたが、その知人が罪を犯しているわけではなく、プライバシーの点もありますので、根掘り葉掘り細かいことを聞くことにちゅうちょしてしまいました。

やはり、被告人をそそのかしたのかどうかについて、もう少し掘り下げて聞いてくれたら、被告人と知人のどちらの言い分が正しいのかより分かったのかもしれない。証人尋問において、もっと掘り下げてほしかったと思いました。

司会者

それは、被告人の知人の人柄も分かる質問をしてほしかったということですか。

4番

そうですね。

検察官は、自分たちの証人として連れてきているわけなので、そのような質問はしないと思いますが、弁護人は、知人の人柄などについて、もう少し聞いてほしかったと思

います。

司会者

それらについて、裁判所から質問はなかったのですか。

4 番

その方は証人として来ているわけで、私たちから根掘り葉掘り聞かれることは嫌だと思えますし、裁判員が証人の個人的な部分を攻撃的に質問すること自体どうかと思いました。

司会者

その方を責める感じになってしまうということですか。

4 番

その方から逆恨みされるのではないかと聞いた怖さもありました。

司会者

次に、検察官や弁護人が行った証人尋問や被告人質問において、意図が分からなかったとか、なぜこんなことを聞いているのだろうと感じた質問はありませんでしたか。

1 番

内容的にはそのように感じたことはありませんでした。適切な質問だったと思います。

2 番

問題はなかったと思います。

4 番

今となっては忘れてしまいました。当時は何でこんなことを聞くんだろうという気持ちはありましたが、具体的な質問内容までは覚えていません。

司会者

それは、検察官と弁護人どちらの質問だったのでしょうか。

4 番

双方だったような気がします。

司会者

今回の事件では、被告人の知人の証人尋問はありましたが、被害者については、証人尋問はなく供述調書の朗読のみでした。皆さんは、せつくなので被害者の話も直接聞きたかったという思いはなかったでしょうか。

1 番

被害者は女性ですし、尋問によって不快な記憶を思い出させてしまうので、そのような思いはありませんでした。

2 番

聞くことができれば、量刑に影響があったかもしれません。示談の成立については、私たちには書面でしか示されておらず、本当に許しているのかどうかなどは、本人から直接話を聞かないと分からないので、被害者の気持ちを直接聞くことができれば心証が変わったかもしれません。

司会者

4 番の方はいかがでしょうか。

4 番

私も2番の方と同じ意見です。

司会者

今回の争点の一つとして、暴行の回数などの態様が問題になっていたかと思います。その点について被告人から直接話を聞くことはできたと思いますが、何が正しいのか判断するために、暴行を受けた状況について被害者から話を聞いたかったという思いはありませんか。

1番

犯行時は、被告人も被害者も緊張していたと思うので、回数的な記憶にずれはあると思います。そのような中で、被害者の3回暴行を受けた旨の証言が本当なのかという点は問題になりますが、多少のずれは仕方がないと思います。

司会者

被害者本人から話を聞かなくても大丈夫だったということでしょうか。

1番

一回、二回などといった暴行の回数は、大きな問題ではないと思っていました。

司会者

回数は重要ではないので、そこまで聞く必要はなかったということでしょうか。

1番

被告人は、被告人質問の際の発言から、パニックになりやすい性格だと思いました。本人は、本当は3回暴行を加えているのに1回と思っているかもしれず、そのことはこちらで判断するしかないと思いました。そして、その点を被害者に問うのはかわいそうだという気持ちもありました。

司会者

2番の方は、被害者から暴行の回数などを直接聞いてみたかったという思いはありませんでしたか。

2番

思いませんでした。

司会者

4番の方はいかがでしたか。

4番

その点は、被害者の供述調書がありましたので、あえて本人から確認するような内容ではないと思います。被害者にとって辛い出来事であり、その点を再度述べさせるのは酷だと思いますので、私は必要ないと思いました。

司会者

仮に被害者が証人として出頭してくれていたなら、聞いたかったという思いはありますか。

4番

フラッシュバックをされても困りますので、それはありません。

司会者

そのような影響がないとすればどうでしょうか。

4番

食い違いはあるものの、それぞれの供述調書があり、どちらの言い分が正しいのか、話している内容が嘘かどうかを判断するのは私たちだと思います。被害者の警察での供述調書は当然に本人が話している内容ですし、その点を改めて聞いても同じ答えしか返ってこないのであれば、聞く必要はないと思います。

司会者

被害者の言い分が正しいかどうかテーマの一つになったと思いますが、それについては、供述調書で判断できたということでしょうか。

4番

はい。

司会者

今回、いろいろな証拠を取り調べたと思いますが、ご自身の意見を決めるにあたって、このような証拠があれば良かった、判断しやすかった、あるいは違った結論になったかもしれないと思われる証拠は何かありますか。

2番

証拠というよりは、検察官側の証人であった被告人の知人がどのような人物なのか、その話している内容が信用できるものかどうかを知りたかったです。弁護人からその点について証拠が出ていれば、考えが変わったかもしれません。

司会者

それは、尋問のやり方についての思いということでしょうか。

2番

被告人の兄が証人となるよりも、被告人の知人の人柄が分かるような証人がいれば、心証が変わったかもしれません。

司会者

被告人の知人が信用できないと分からせるような証人がいた方が良かったということですか。

2番

はい。弁護人の証人としては、被告人の兄よりもそのような人物の方が良かったと思います。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

4番

私も2番の方と同じ意見です。

この事件で目に見える証拠としては被害者の方しかなく、後は、背景にある人間関係などに頼るしかないと思います。被告人の兄については、被告人の人柄を説明するには適していると思いますが、証言を聞いても、事件の内容を覆したり量刑に影響を与えるものではなく参考にならなかったため、被告人の知人と相対する証人がいた方が良かったと思います。

司会者

もし、そのような点で適する証人がいれば、出てほしかったということでしょうか。

4番

はい。

司会者

逆に言えば、そのような証人がいなかったから、被告人と被告人の知人の話について判断が難しくなってしまったということでしょうか。

4 番

はい。

司会者

1 番の方のご意見はいかがでしょうか。

1 番

被告人と被告人の知人の話のどちらを信用すべきかが最大の焦点となったところでした。そして、不確かなことについて何を重視すべきかといったところで評議が長引いた感じでした。

<裁判員等に対する緊張緩和について>

司会者

公判での審理が1日半程度ありましたが、法廷の雰囲気には段々と慣れていったと思います。そして、当初は緊張感がある中で冒頭陳述などが行われたと思います。皆さんは、緊張感のある中でも法廷での審理が理解できたと述べられていましたが、緊張を緩和するために、もっとこうしてほしいといった意見はありませんか。

1 番

こうしてほしいという意見は特にありません。

裁判官は、休憩中には裁判員等と優しくざくばらんに話してくれる一方、審理が始まるときりっとしており、その切り替えのおかげで私たちも同じように審理に臨むことができました。

2 番

法廷に入った瞬間は緊張しましたが、その後はほぼ緊張しませんでした。

4 番

私も一番最初は緊張しました。

審理は大変でしたが、法廷と評議室を行き来するため廊下を歩くときに気持ち的なオンとオフができましたし、廊下がひんやりしていたこともあって、よいクールダウンになりました。そして、評議室では、皆さんが緊張せずに評議しやすい環境になっていたと思います。

司会者

皆さんは、緊張しながら法廷に入り、その後、冒頭陳述や証拠の説明といった様々な情報が飛び交ったと思いますが、緊張感のせいでそれらが頭に入らなかったということはないということでしょうか。

4 番

評議室に戻ってから裁判官の方から解説がありました。それで理解できましたので、良かったと思います。

司会者

その説明は、冒頭陳述についてでしょうか。証拠に関するものでしょうか。

4 番

5分から10分程度の休憩の際に、検察官や弁護人の話の内容について解説をしていただきましたので、理解できた上で次の審理に臨めました。このように、予備知識を与えてもらった上で審理に臨めたので、法廷での審理は分かりやすかったです。

司会者

そうすると、法廷では冒頭陳述などについて完全には理解できなかったものの、裁判官の解説があって納得できたということでしょうか。

4 番

そのようになりますね。

また、事前に次の審理についての説明もあったので、心の準備として非常に助かった面がありました。

司会者

次は、このような証人や証拠が出ますといった説明でしょうか。

4 番

特に時間に余裕のある昼食時に、裁判官からそのようなお話もしていただきました。

司会者

裁判官と昼食をとることについては、コミュニケーションを図る上で役に立ちましたか。

1 番

役に立ったと思います。

昼食時に、難しい言葉を理解できるように解説してくれたりして、皆がリラックスできたのではないかと思います。

2 番

裁判以外のことも話せて気持ちが和らいだので、とても良いことだと思います。

4 番

私も、お昼休みは有意義な時間だと思います。

司会者

お昼休みや休憩時にコミュニケーションを図ることが評議の場面でも活きたということでしょうか。

1 番， 2 番及び4 番

(うなづく。)

<法曹からの質問など>

司会者

ありがとうございました。

それでは、本日この会に出席されている検察官、弁護士、裁判官から質問を伺いたいと思います。まず、大矢検事いかがでしょうか。

大矢検事

先ほど話題になった弁護人から反対証拠が出てきた方が良かったのではないかという

ような話がありました。逆に、検察官にこういう証拠があった方が分かりやすかったというご意見はありますか。

2番

先ほど、被告人の知人の人柄について、弁護人側から証人があれば良いという話をしましたが、逆に言えば、その知人が本当はすごく誠実で、嘘をつかないという印象を私たちに与えてくれる言葉とかがあれば良かったと思います。

司会者

ほかの方はいかがですか。

1番

私たちの意見としては、検察官から被告人の知人の証言が信用できるものだという意見を出してほしかったです。もう少し、被告人の知人を調べられなかったのかという話をしたときに、あくまでも事件に関与していない証人なので、そのようなことはできないということでした。

4番

検察官が証人として呼んだのであれば、証人の人柄についてもフォローしてほしかったと思いました。

大矢検事

受けた印象で良いのですが、証拠の中にあつた被害者のけがの写真を見た後に気分が悪くなったことはありましたか。あるいは、この程度であれば問題ないとか、何か感じた点を教えてください。

1番

特に影響はありませんでした。内容も問題ないと思います。

2番

事件の内容から、あの程度の写真なら問題ないと思います。

4番

私も問題ありませんでした。

司会者

今回は被害者の目が充血した写真があつたと聞いていますが、皆さん特に問題なかったということですね。

1番、2番及び4番

(うなずく。)

司会者

それでは、本多弁護士お願いします。

本多弁護士

私からは、裁判員を経験される一般の方の感覚についてお伺いします。

今回の事件では、被告人の知人がそそのかしたかどうか争点となっていたというのですが、判決では被告人の話は嘘とは言えないし、その知人の話も否定していないというどっちつかずの認定になっていました。裁判では往々にしてこのようなことはありますが、きちんと認定できなかったことについて、一般の方の感覚として白黒付けるべきだったと思いますか。

1 番

事件を起こしたことに対する評価について話し合い、今回の判決になったと思います。

司会者

一般論として、白黒付けるべきではないのかという感覚はありませんか。

1 番

これはこれで良かったのではないかと思います。有罪か無罪かという焦点だけを話し合うべきだという思いが皆さんにあったと思います。被告人を更生させるためにという話をして判決内容がまとまったと思います。

2 番

証人と被告人の間の出来事は二人にしか分からないことですので、白黒は付けられないと思います。

4 番

一般論で言えば、白黒付けた方が良いとは思いますが。しかしながら、今回の事件で言えば、被告人とその知人との争いではなく、あくまでも強盗傷害の事件なので、この事件については、証言が嘘かどうか白黒付ける必要はなかったと思います。

裁判というわずかな時間での証言だけで本当かどうか見抜くのは難しいと思います。私たちは一回限りしか話を聞かないものですから、一般的には白黒付けたいとは思いますが、法廷の中だけでは難しい面もあると思います。

本多弁護士

ありがとうございます。このような点については、裁判官も検察官も弁護士も悩むところですが、判決の認定において分からないということが、一般の方は積然としないのかと、判決なのだからちゃんと認定すべきなのかどうかを知りたかったのでお聞きしました。

次も、裁判員を経験される一般の方の感覚として質問させていただきます。

司会者からもお話がありましたが、量刑分布グラフを示されて、それを参考にしたかどうかということについて、この枠組みを超えてはいけないという意識はありましたか。

1 番

枠組みというのではなく、量刑の評議ではそれはあくまでも参考として、自分が裁判を通して、見て聞いたことを基に量刑を決めました。

本多弁護士

特に縛られるということはないですか。

1 番

はい。自分の思いで決めました。

2 番

今回の事件では、3年から20年の懲役刑の範囲の中で、3年だと長いのかとか、執行猶予を付けた方が良いのかなど考えながら決めました。

4 番

枠組みについては、基本的には判例などが社会が納得する範ちゅうということで、ある程度重視しなければいけないのかと思いますが、私は、裁判員制度は公平で分かりやすい裁判のためのものと理解していますので、時代の変化に合わせて、量刑の見直しも

進めていった方が良いと思います。

ただ、今の法律で行くと、枠組みを超える判断はできませんので、いずれ制度改正して、枠組みを飛び越えても良いような制度にしてもらいたいです。今だと、私たちが言っても、上訴審で否定されてしまったら、結局同じことになってしまいますので、そのようにならないよう法整備をしていただきたいと思います。

本多弁護士

これも一般の方の感覚でお伺いしたいのですが、弁護人と検察官の求刑が参考になったのかということについて、弁護人の求刑は軽めで検察官の求刑は重めといった先入観のような意識はありますか。

1 番

そのような意識はあります。後は本人が決めることであって、その求刑によって判断が変わるようなものではないと思います。

2 番

先入観はありました。元々そういうものなのかなと思っていました。

4 番

例えば、私が被告人の立場で考えれば弁護人には刑を軽くしてほしいとお願いしますので、弁護人は、被告人の立場に立って、少しでも刑を軽くして社会復帰しやすい環境を作るのが役目だと思いますし、検察官は、きちんと罪を償わせるために求刑する立場と思っています。先入観というものはありません。

本多弁護士

最後に、法曹三者に対するご意見があれば、些細なことでも構いませんのでお願いします。

4 番

弁護人について、それぞれの役割分担をして二人で弁護されていましたが、それぞれ専門があったり、手分けして調べたのかもかもしれませんが、話に一貫性がなかったのも、検察官のように一人で弁護された方が私たちにとっては分かりやすかったと思います。なかなか難しい面はあると思いますが、聞いていると、話し方や進め方の順序にそれぞれの個性があるので、一人で弁護された方が良いと思いました。

2 番

弁護人の方が二人いましたが、私たちに与える印象という点では、弁護人の言葉は参考にしませんでした。被告人の言葉と話し方、検察官証人の印象で決まったと思います。

1 番

理解できる内容だったので、苦言は特にありません。

裁判官の方と和やかに話し合いができました。裁判は堅いものというイメージで皆さんが来ている中で、和やかにしていただき、再び参加しても良いと思わせていただき、検察官も弁護人も違和感なく理解できる内容でした。

本多弁護士

ありがとうございました。

司会者

先ほど、量刑分布を超えるようにしてほしいという話がありましたが、皆さんがご覧

になった量刑分布グラフについては、このような刑の傾向があるというもので、これを超えてはいけないというものではありません。超えても良いのですが、そのためには理由がなくてははいけないので、理由があれば超えることはできます。

それでは、薄井裁判官どうぞ。

薄井判事

量刑分布グラフを評議の中で示してある程度説明をしないと、何が重いケースで、何が軽いケースなのか分からないと思いますが、こういう説明をしてもらえれば良かったとか、こういう視点で言ってもらった方が良かったというところがあればお願いします。

4番

裁判官の方にうまく説明してもらいました。

裁判官からは、これはこうだというような決めつけはなく、このような考えもあるというような説明をしてくれましたので、話の進め方のテクニックだと思います。人によっては、決めつけた方が良いことがあるかもしれないので、その辺りは難しいと思います。

薄井判事

いろいろなケースを踏まえてグラフの説明をすると思いますが、刑が重くなったり軽くなったりする着目点について説明がないと理解できないということではよろしいでしょうか。

4番

はい。

薄井判事

それを踏まえた上で、あまり個別のケースに入り込む必要はないということでしょうか。

4番

はい。

薄井判事

1番の方お願いします。

1番

グラフを見ながら、強盗致傷はけがの内容によってどのような重さになるのかというような目安を詳しく教えてもらいましたので良かったと思います。

<今後裁判員裁判に参加される方へのメッセージ>

司会者

それでは、皆様が続く方へのメッセージをお願いしたいと思います。

これからも多くの方が裁判員裁判に参加することになりますが、おそらく皆様がそうであったように、選ばれる前は事情がよく分からず不安だと思います。

そこで、実際に経験された皆様から、今後続く方へのアドバイスやメッセージをいただきたいと思います。1番の方からお願いします。

1番

風評として、裁判員制度は心に傷が残ったり、血を見て具合が悪くなったりというよ

うな話が耳に入ってくると思いますが、参加して初めて分かるものもありますので、私は、一度は参加して意見を言ってみるのが、自分のためになると思います。

2番

私も選任されたら受けてもらいたいと思います。

人生に一度あるかないかの経験ですし、司法の場に参加することによって、法律などについて一人一人が真剣に考えることになりますので、受けてもらいたいと思います。

4番

経験が何よりだと思います。経験するということは大切だと思いますので、ぜひ怖がらずに経験していただきたいと思います。

職場の方の理解も大切です。裁判員になることすら職場に内緒にしなければならないと思っている方もいるかもしれませんが、そうではなく、職場には裁判員になることを話しても構わないということなので、その誤解がなければもっと参加しやすくなるのかと思います。

<法曹からの感想等>

司会者

ありがとうございました。

それでは、最後に出席した検察官、弁護士、裁判官から感想を伺いたいと思います。

大矢検事お願いします。

大矢検事

本日はありがとうございました。

貴重な意見を伺いまして、今後の裁判員裁判をより良いものにすべく頑張っていきたいと思います。どうもありがとうございました。

司会者

本多弁護士お願いします。

本多弁護士

今回参加されたお三方はすべて同じ事件でしたので、掘り下げた話になった部分もありましたが、弁護士、裁判官、検察官が感じることと一般の裁判員が感じることの違いが分かった面もありますので、大変参考になりました。ありがとうございました。

司会者

薄井裁判官お願いします。

薄井判事

今回は、審理の在り方や証拠の取捨選択とか、そういった点に踏み込んでご意見いただきましたので、非常に参考になりました。今後の執務に活かしたいと思います。どうもありがとうございました。

<報道記者からの質問>

司会者

ここで記者の方からの質問を受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

北海道新聞

裁判員の守秘義務についてお尋ねします。

裁判員制度を検証する上で、評議の中でのやりとりや裁判員の方しか知り得ない事件関係者のプライバシーに関わる事項は話せないという守秘義務を見直しても良いのではないかという考え方もあるようですが、皆さんはどのように思いますか。

1 番

守秘義務は、裁判員を守るものとして必要だと思います。

裁判が終わってしまえばある程度は話してみようと他の裁判員も言っていましたが、それ以外は、裁判が終わるまでは一切話さないようにしていました。

2 番

評議の内容は話してはいけないと言われていましたが、それに関してはプライバシーに関わる話なので理解できました。裁判員の守秘義務は守りたいと思います。

4 番

説明を受けて、私たち裁判員が評議した内容について公開することはないと理解しています。

法廷の中で聞いたことは傍聴できますので、これは話しても良いと理解しましたので、それについては職場の人に説明をしました。過程についても守秘義務の内容にはならないので、このような流れで審理をするということも聞かれたら説明できると理解しています。守秘義務に関わる裁判員や裁判官が話した内容以外は、基本的に話しても良いということですので、そこまで拘束されている義務ではないと思います。

司会者

それでは、本日は長時間にわたっていろいろな意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。

裁判員裁判はもうじき6年になりますが、これまでもいろいろな形で、裁判所、検察庁、弁護士会は、それぞれの立場で裁判員裁判がより良いものになるよう努力をしてきたところです。何よりも、裁判官と裁判員の方たちが対等の立場で議論をして結論を出すために、皆さんが分かりやすい審理をしなければならないということが必要になってきます。そのための方策として、我々は法律家としての立場で考えてやってきましたが、実際に皆さんにとってどうだったのかということは、経験された方にお伺いしないと分からないことです。これまでもこういう形で裁判員を経験された方にご意見を伺い、本日も皆さんからいろいろな貴重なご意見を伺うことができましたので、それを踏まえ、これからも法律家それぞれの立場で、裁判員裁判をより良いものにしていきたいと考えています。

それでは、これで意見交換会を終了します。どうもありがとうございました。

以 上